

「笠間市工場立地法準則条例」の制定に伴う基準（案）

参酌，従うべき，標準，その他の基準	笠間市の対応	制定（改正） 案の条文																											
工場立地法	笠間市工場立地法準則条例																												
<p>第4条の2</p> <p>2 市は、当該市の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地面積率等に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「市準則」という。）を定めることができる。</p>																													
緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準	対象区域と緑地面積率等の区域ごとの基準	第3条																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>緑地面積率</th> <th>環境施設面積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住居の用に併せて商業の等の用に供されている区域</td> <td>(100分の20超 100分の30以下) 以上</td> <td>(100分の25超 100分の35以下) 以上</td> </tr> <tr> <td>住居の用に併せて工業の用に供されている区域</td> <td>(100分の10以上 100分の25以下) 以上</td> <td>(100分の15以上 100分の30以下) 以上</td> </tr> <tr> <td>主として工業等の用に供されている区域</td> <td>(100分の5以上 100分の20未満) 以上</td> <td>(100分の10以上 100分の25未満) 以上</td> </tr> <tr> <td>上記以外の区域</td> <td>(100分の5以上 100分の25以下) 以上</td> <td>(100分の10以上 100分の30以下) 以上</td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	緑地面積率	環境施設面積率	住居の用に併せて商業の等の用に供されている区域	(100分の20超 100分の30以下) 以上	(100分の25超 100分の35以下) 以上	住居の用に併せて工業の用に供されている区域	(100分の10以上 100分の25以下) 以上	(100分の15以上 100分の30以下) 以上	主として工業等の用に供されている区域	(100分の5以上 100分の20未満) 以上	(100分の10以上 100分の25未満) 以上	上記以外の区域	(100分の5以上 100分の25以下) 以上	(100分の10以上 100分の30以下) 以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>緑地面積率</th> <th>環境施設面積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画法第8条第1項に規定する用途地域の定めのない区域</td> <td>100分の10以上</td> <td>100分の15以上</td> </tr> <tr> <td>都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域及び工業地域</td> <td>100分の5以上</td> <td>100分の10以上</td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	緑地面積率	環境施設面積率	都市計画法第8条第1項に規定する用途地域の定めのない区域	100分の10以上	100分の15以上	都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域			都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域及び工業地域	100分の5以上	100分の10以上	第3条
対象区域	緑地面積率	環境施設面積率																											
住居の用に併せて商業の等の用に供されている区域	(100分の20超 100分の30以下) 以上	(100分の25超 100分の35以下) 以上																											
住居の用に併せて工業の用に供されている区域	(100分の10以上 100分の25以下) 以上	(100分の15以上 100分の30以下) 以上																											
主として工業等の用に供されている区域	(100分の5以上 100分の20未満) 以上	(100分の10以上 100分の25未満) 以上																											
上記以外の区域	(100分の5以上 100分の25以下) 以上	(100分の10以上 100分の30以下) 以上																											
対象区域	緑地面積率	環境施設面積率																											
都市計画法第8条第1項に規定する用途地域の定めのない区域	100分の10以上	100分の15以上																											
都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域																													
都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域及び工業地域	100分の5以上	100分の10以上																											